

エ 受検申請を受付けたときは、試験の日時及び試験場について受検票により申請者あて通知する。

四 実技試験問題の公表

実技試験問題の公表は、昭和四十五年十一月二十五日(水)から昭和四十五年十二月一日(火)までの間(ただし、土曜日の午後及び日曜日を除く)都庁第二本庁舎及び東京都技能検定協会で行なう。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

実技試験及び学科試験

試験区分	級		職種	額
	一級	二級		
学科試験	各職種	各職種	構造物現図製作、車両現図製作、機械製図	五百円
	各職種	各職種	その他の職種	四百円
実技試験	各級			三千円

納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付する。なお、実技試験又は学科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手数料の納付を要しない。また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

六 合格者の発表

(一) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、東京都技能検定協会

が昭和四十六年三月三十日(火)に書面で通知する。

(二) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の発表は、昭和四十六年三月三十日(火)付東京都公報に公示するとともに東京都庁第二本庁舎一階に掲示する。

なお、合格者には、一級については労働大臣の、二級については東京都知事の合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、次に問い合わせること。

東京都労働局職業訓練部技能振興課

千代田区丸の内三丁目八番一号電話(二二二)五二二一(内)二七五〇

東京都技能検定協会

港区海岸一丁目四番二十九号電話(四三三)六七四〇

正 誤

○昭和四十五年八月二十四日付東京都告示第九百号

ページ 段 行

一	追加する部分	誤	追加する部分
下	東京都渋谷区大山町、上原一丁目、上原三丁目、元代々木町及び代々木五丁目地内		東京都渋谷区大山町、西原三丁目、上原一丁目、上原三丁目、元代々木町及び代々木五丁目地内